

7 月 9 日官報告示

重要伝統的建造物群保存地区選定

国（文化庁）は桐生新町伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定告示しました。

桐生市では、本町一、二丁目及び天満宮地区の町並みを保存するため、本年1月17日付けで「桐生新町伝統的建造物群保存地区」として地区指定を行い、その後、“重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）の選定”を受けるため文化庁に対し選定の申し出を行っておりましたが、7月9日の官報告示により、国は、本地区を正式に選定しました。

全国で94番目、関東地方では5番目、県内では2番目の重伝建地区になりました。

キャッチフレーズ『重伝建のまち桐生』ロゴマークを作成しました

このたび、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるのを記念して、「重伝建のまち 桐生」をキャッチフレーズとするとともにロゴマークを作成しました。

桐生新町地区の保存や修景、管理事業など、さらには観光資源としてのPR事業、その他関連事業において、このキャッチフレーズやロゴマークを広く活用し、市民や地域住民の皆様にご覧いただき機会を増やしていくことを目指しています。

桐生新町の「重伝建」を盛上げ、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区がより良いまちとして保存整備され、市民の貴重な財産となり、市の活性化が図られるよう取り組んでまいります。



皆さんも使用できます

『重伝建のまち桐生』ロゴマーク

ロゴマーク使用に関する問い合わせ先

桐生市役所 伝建群推進室

電話 46-1111(代) (内線 346・639)

※桐生新町地区は、桐生市の伝統産業である織物業の繁栄により培われてきた町並みが数多く残されている地区であるため、絹織物の「糸」をイメージし、絹織物の生産の場である「ノコギリ屋根工場」をデザインしました。

※ロゴマークの基本カラーは、桐生新町地区の伝統的建造物の土壁、板張り、煉瓦などをイメージする茶色系としています。

重伝建地区選定記念祝賀行事

たくさんの方で賑わう

7月14日（土）、有鄰館にて、重伝建地区選定記念祝賀行事を開催しました。

会場には、地元の皆様をはじめたくさんの方々にお集まりいただき、盛大な祝賀行事を開催する事ができました。誠にありがとうございました。

重伝建選定記念講演会として、『桐生新町の歴史を受け継いでいくためには』をテーマに東京大学 教授 藤井恵介氏と長岡造形大学 教授 木村 勉氏をお招きし、お二人のご講演をいただきました。

その他にも、関連行事としてたくさんの方々にご協力いただき、有鄰館はたくさんの方で賑わいました。

選定記念式典



← 群馬県
大澤知事



文化庁
村田参事官→



式典会場の煉瓦蔵では、約 250 人の方々にご来場いただき、重伝建地区選定をお祝いしました。

大澤県知事や文化庁村田参事官からお祝いの言葉をいただきました。

記念講演会



桐生新町の特徴を紹介する
← 藤井教授

藤井教授と木村教授の講演会では、地区の特徴や事例をわかりやすくスライドで紹介、説明をしていただきました。

これからは、みなさんが重伝建を核とした市全体のまちづくりをしていくことが大切であると、お話いただきました。

地域の事例を紹介する
木村教授→



重伝建地区選定記念祝賀行事 関連行事イベント

EVバスお披露目

電気自動車が
重伝建地区を走る!!

キノピーとぐんまちゃん
遊びにきました

人気者!!



桐生祇園囃子の演奏

桐生八木節



パネル展示



桐生市消防音楽隊による演奏

火災から身を守る!!
火災報知機の設置を!!

桐生市消防音楽隊から、各家庭の火災報知機設置について呼びかけがありました。

一人ひとりが心がけ、できることからはじまる、

安心・安全なまちづくり!!



関連イベント開催 平成24年7月14日(土)~16日(祝・月)

全国の 65 名の伝建地区の職員が桐生に集合!

伝統的建造物群保護行政研修が開催されました (文化庁主催)

平成 24 年 6 月 27 日～29 日

平成 24 年 6 月 27 日～29 日の 3 日間、文化庁主催の『伝統的建造物群保護行政研修会(基礎コース)』が桐生市保健福祉会館で行われました。これは、全国の伝建地区を持つ自治体やこれから伝建地区を目指す自治体を対象とした研修で、北は青森県、南は鹿児島県の総勢 65 名の研修生が桐生市へやってきました。

2 日目の実地研修では、桐生新町伝建地区を実際に見学し、まちや建物の特徴を調査し、保存計画の作成研修を行いました。調査した結果を、成果として発表するなど、伝建地区の制度について研修を行いました。



歴史的な町並みを保存するために

～現状を^{変更}する行為は許可が必要です～

歴史的な町並みを保存していくためには、最低限のルールを守らなくてはなりません。そこで、桐生市では『桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例』を定めています。

これは、皆さんが一定のルールを守り、歴史的な町並みをより良く、より美しくしていくためにつくられた制度です。

建物の修理や増築、新築、建替え、看板の設置などをお考えの方は、どんなことでも結構です。まずはご相談ください。事前の相談や、手続きの説明についても、丁寧に対応しますのでお気軽にご相談ください。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

まずは、相談を!!

伝建群推進室 午前 8 : 30～午後 5 : 15 (土・日祝日休み)

電話 : 0277-46-1111

土・日も職員が勤務しています。
お気軽にお立寄り下さい。

伝建まちなか交流館 午前 9 : 00～午後 5 : 00 (月曜日休館)

電話 : 0277-22-1122

土・日も相談できます!!